申請にあたっての留意事項について

○**補助金交付時期について**

　申請マニュアル７ページ「（３）申請手続きについて」では、申請時において契約締結済み（対象経費の額が確定していること）であることを要件としておりますが、本補助金は精算払としており、補助金の交付にあたっては対象物品が納品されていることが前提となります。　このため、**補助金の交付される時期は納品後となります**。（納品済であることの確認方法については、後日ご案内します。）

なお、契約締結済みで納品が遅い時期（例えば１月）を予定している物品を対象経費としている事業所については、納品確認後の補助金交付となりますので、既に申請書を提出された事業所を含め、早期の交付を希望される場合は、申請内容を納品済のものに変更していただく必要があります。下記の問い合わせ窓口までご相談ください。

★申請の流れ

　例１　4/10、10/8物品等購入（納品済み）　→　10/26 申請　　→　12月頃補助金交付

　例２　10/5 契約　→　10/26 申請　→　1/20納品 →　２月以降補助金交付

★問い合わせ窓口

|  |
| --- |
| 愛知県福祉局高齢福祉課  愛知県介護サービス確保対策事業補補助金に関する電話お問合せ窓口  （電話番号）０５２－９５４－７４８０  （受付時間）平日の9時～17時 |

「愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（緊急包括支援交付金・サービス継続支援事業）」申請マニュアル＜抜粋＞

|  |
| --- |
| ７ページ（３） 申請手続きについて  ・　サービス確保対策事業（ⅰ緊急包括支援交付金、ⅱサービス継続支援事業）は精算払としております。  したがって、サービス確保対策事業（ⅰ緊急包括支援交付金、ⅱサービス継続支援事業）については、申請時に少なくとも契約締結済み（対象経費の額が確定していること）でなければなりません。  　　また、変更交付申請はできませんので、申請時に申請額を確定したうえで、申請してください。  ・　対象経費の対象期間は以下の通りです。  緊急包括支援事業：令和２年４月１日から申請時まで  サービス継続支援事業：令和２年１月１５日から申請時まで |

○**補助対象について**

　本補助の対象は申請マニュアル７ページで示しているとおり、対象期間は、緊急包括支援事業は令和2年4月1日から申請時まで、サービス継続支援事業は令和2年１月15日から申請時までとしているところであり、この対象期間の変更はありません。

また、令和2年4月1日（又は令和2年1月15日）以降の購入物品等が対象であり、必ずしも今後の購入予定を前提としたものではありません。